

地域計画

策定年月日	令和7年1月23日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	御殿場市 22215
地域名 (地域内農業集落名)	御殿場地区(東山、鮎沢、東田中、二の岡、新橋) (深沢、東山、東田中一部、東田中二部、二の岡、鮎沢、新橋)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	68.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	68.1 ha
② 田の面積	59.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	7.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	11.6 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.1 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	20.9 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	5.4 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、後継者がいない世帯が半数を超えている。基盤整備が行われていない農地が多く、小規模、不整形な区画が新たな担い手への集積・集約を妨げている。今後、遊休農地の増加が懸念されることから、基盤整備により新たな担い手に集約するのか、もしくは畑地化して地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。また、市街化区域に隣接し、大規模観光施設にも近いことから、景観作物の栽培や観光客をターゲットとした農業体験施設の整備など、保全と開発のバランスを図る必要がある。
【地域の基礎的なデータ】認定農業者:6経営体(うち50歳代以下1人)、主な作物:水稻

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

古くに土地改良が行われた水田も含めて、圃場整備による大規模化や畑地化を進める。富士伊豆農協においては地域に適した新たな作物の提案、農業教育を通して新たな担い手の確保と儲かる農業への転換を図る。
国道138号沿道やプレミアムアウトレット周辺のまとまった農地では農業体験施設の整備や誘致を進め、遊休農地では景観作物の栽培を行う。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	3.7	%	将来の目標とする集積率
			80 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積は、平均60a 団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和16年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地利用最適化推進委員と調整し認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を農地中間管理機構を活用して進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
貸出希望のある農地や後継者が不在の農地を中心に農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、農地の大区画化・畑地化等のための基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域の未活用人材の発掘や首都圏からの農業従事希望者の募集と並行し、農業体験や農業教育を開催することで新規就農に結び付ける。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)					
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考	
認農		水稻+作業受託+水掛菜	0.2 ha	ha	水稻+作業受託+水掛菜	0.2 ha	ha	8		
認農		酪農＋水稻	1.8 ha	ha	酪農＋水稻	2.2 ha	ha	24		
認農		施設園芸	0.5 ha	ha	施設園芸	0.5 ha	ha	25		
認農		施設園芸＋水稻＋作業受託	0.0 ha	ha	施設園芸＋水稻＋作業受託	0.5 ha	ha	53		
利用者		水稻	0.5 ha	ha	水稻	0.7 ha	ha	68		
利用者		水稻	0.8 ha	ha	水稻	0.6 ha	ha	79		
利用者		そば＋とうもろこし＋麦	0.0 ha	ha	そば＋とうもろこし＋麦	0.2 ha	ha	84		
利用者		露地野菜	ha	ha	露地野菜	ha	ha	59		
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
計	8経営体		3.8 ha	0.0 ha		4.9 ha	0.0 ha			

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。